

自治体発表 ③ 滋賀県

- (1) 「発達障害者支援キーパーソン養成事業」
- (2) 「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」
- (3) 「高機能自閉症地域生活ステップアップ事業」

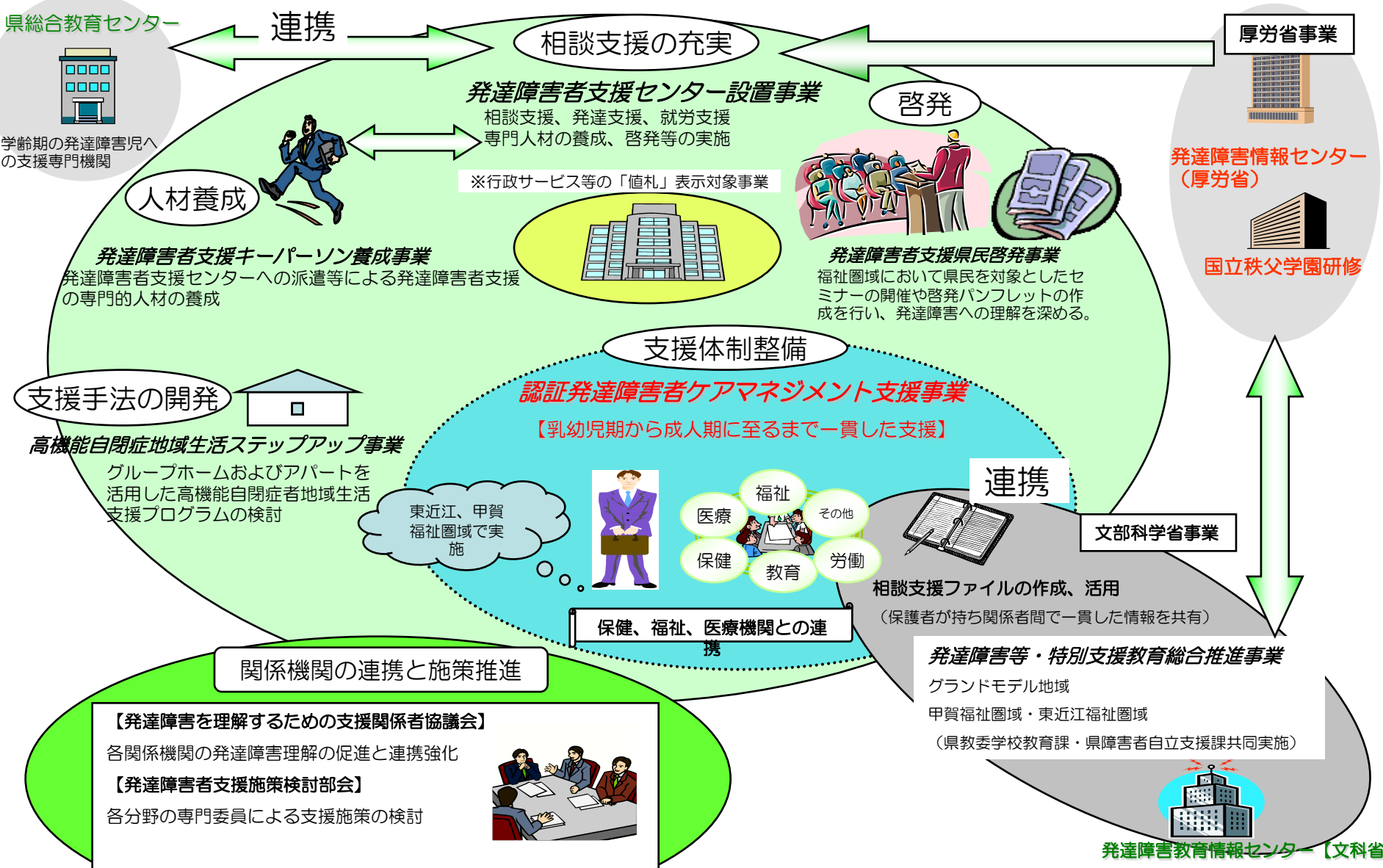
滋賀県の状況

- 県人口約140万人
- 全20市町
- 県の中央に琵琶湖がある。
- 滋賀県では7つの福祉圏域を設定して障害者福祉施策を推進。



滋賀県の発達障害者支援の取り組み

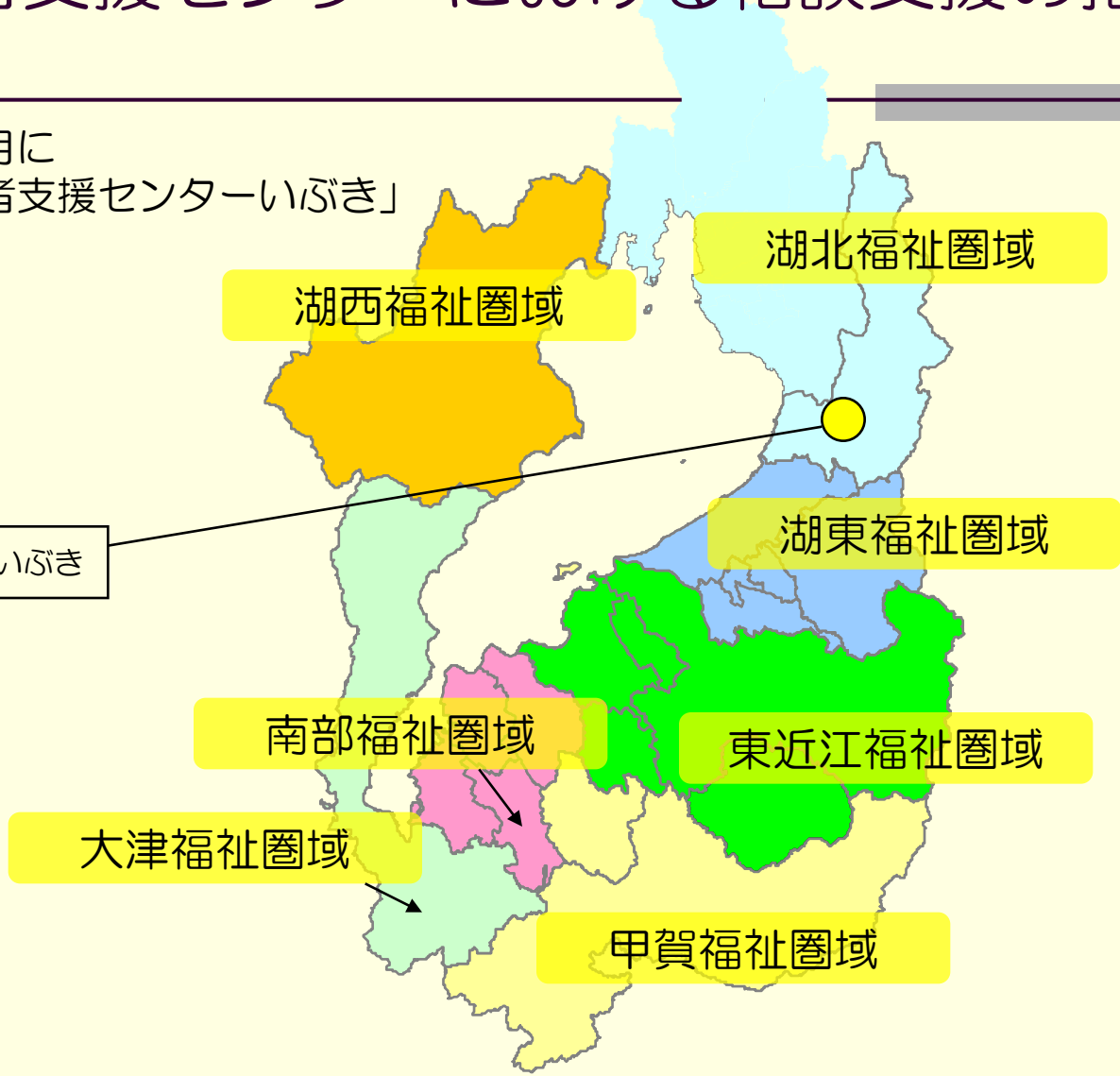
発達障害者支援法では、発達障害への理解の促進、生活全般にわたる支援の促進と関係部局の連携などがねらいとして示されており、これから取り組む大変重要な課題です。発達障害のある人が地域で安心した生活が送れるよう、必要な施策を進めます。



発達障害者支援センターにおける相談支援の推移

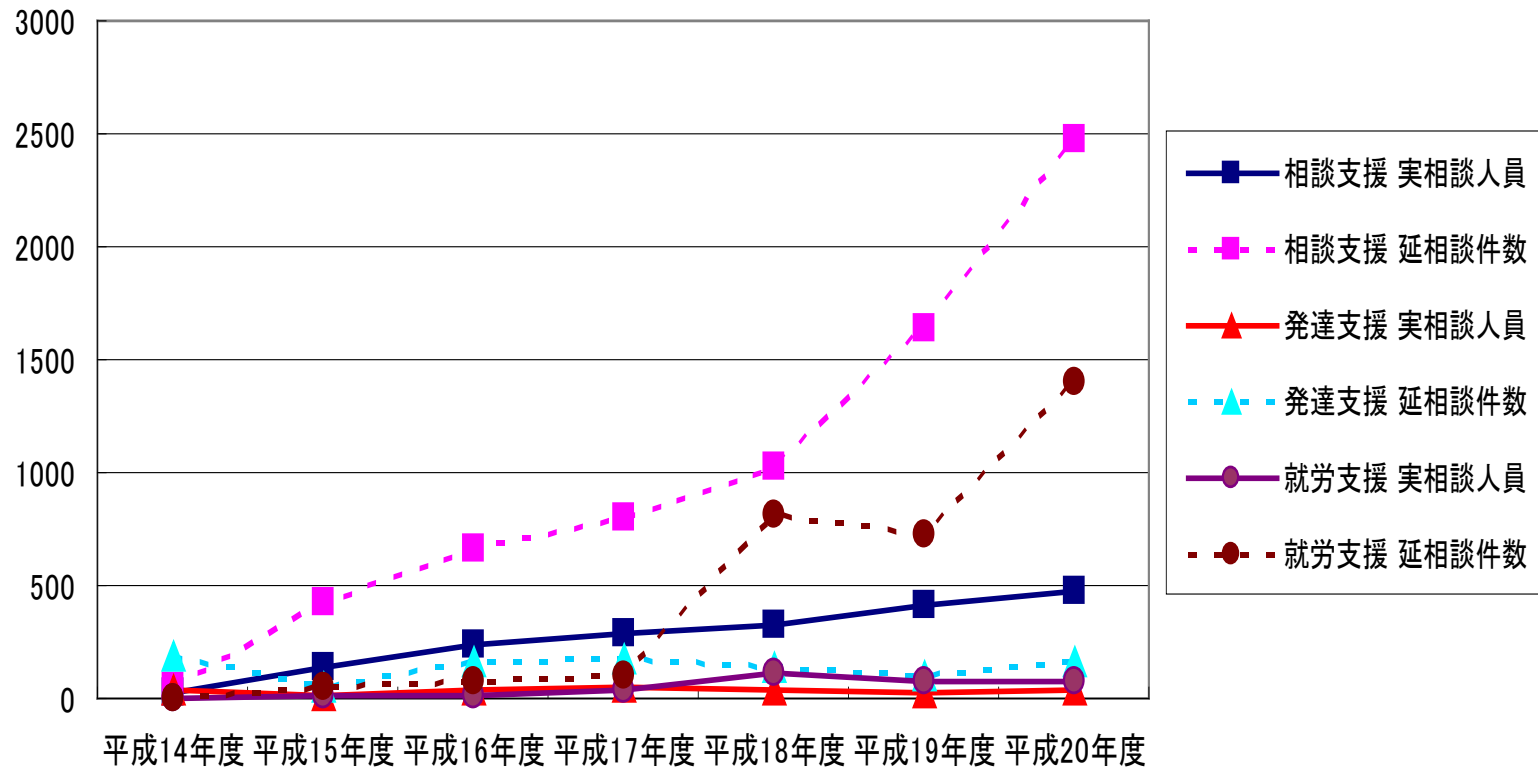
- 平成14年12月に「滋賀県発達障害者支援センターいぶき」を開設

発達障害者支援センターいぶき



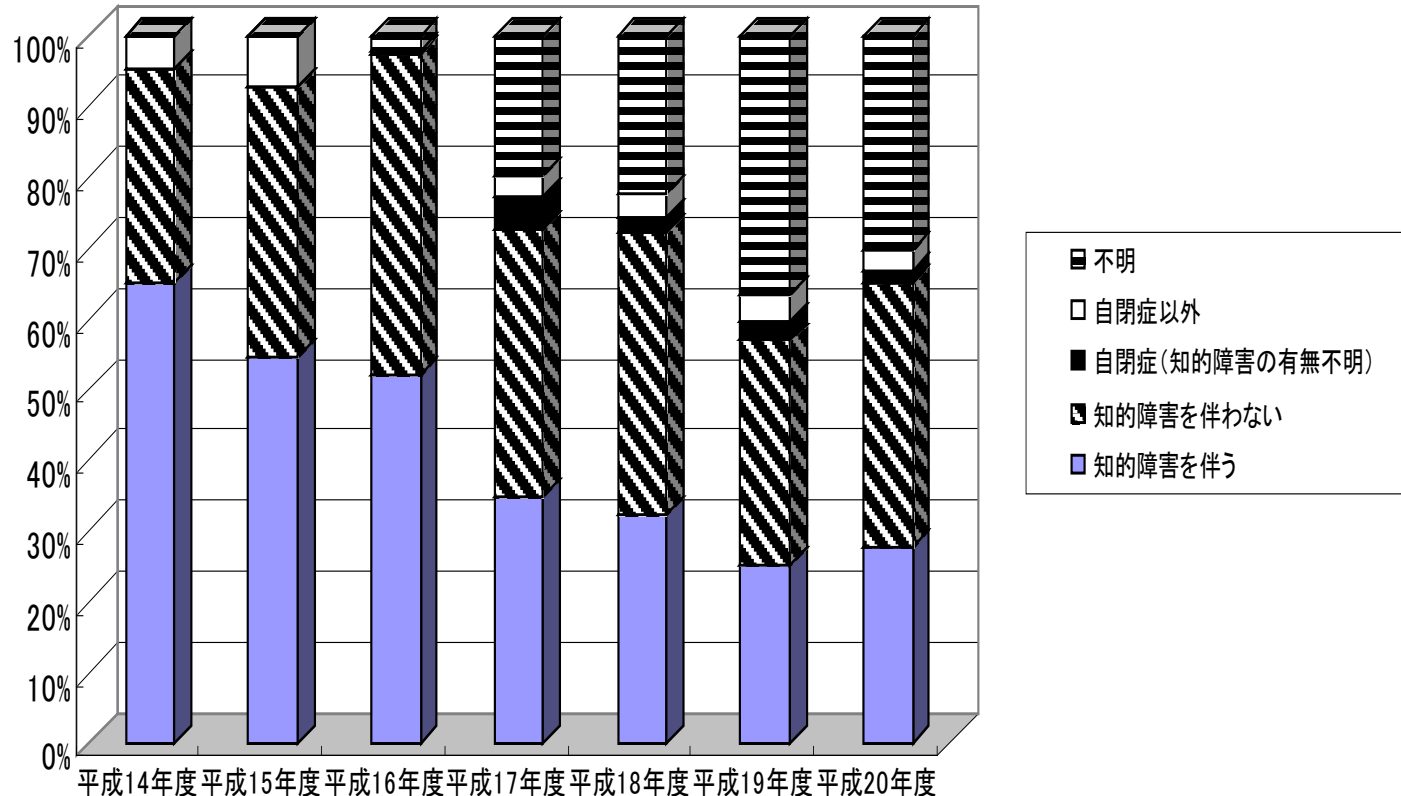
発達障害者支援センターにおける相談支援の推移

発達支援・相談支援・就労支援の推移



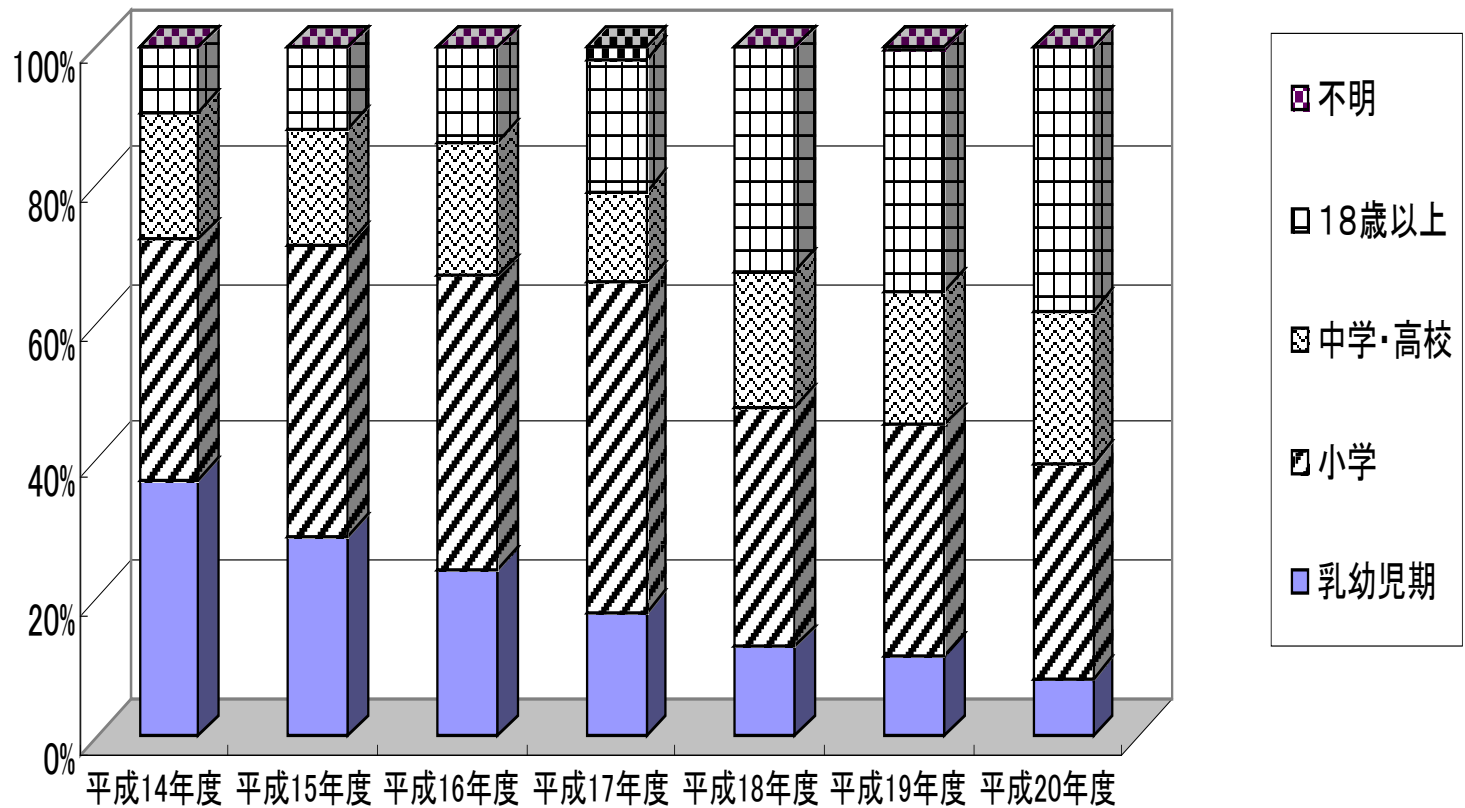
発達障害者支援センターにおける相談支援の推移

利用者の状況(知的障害の合併有無に関して)



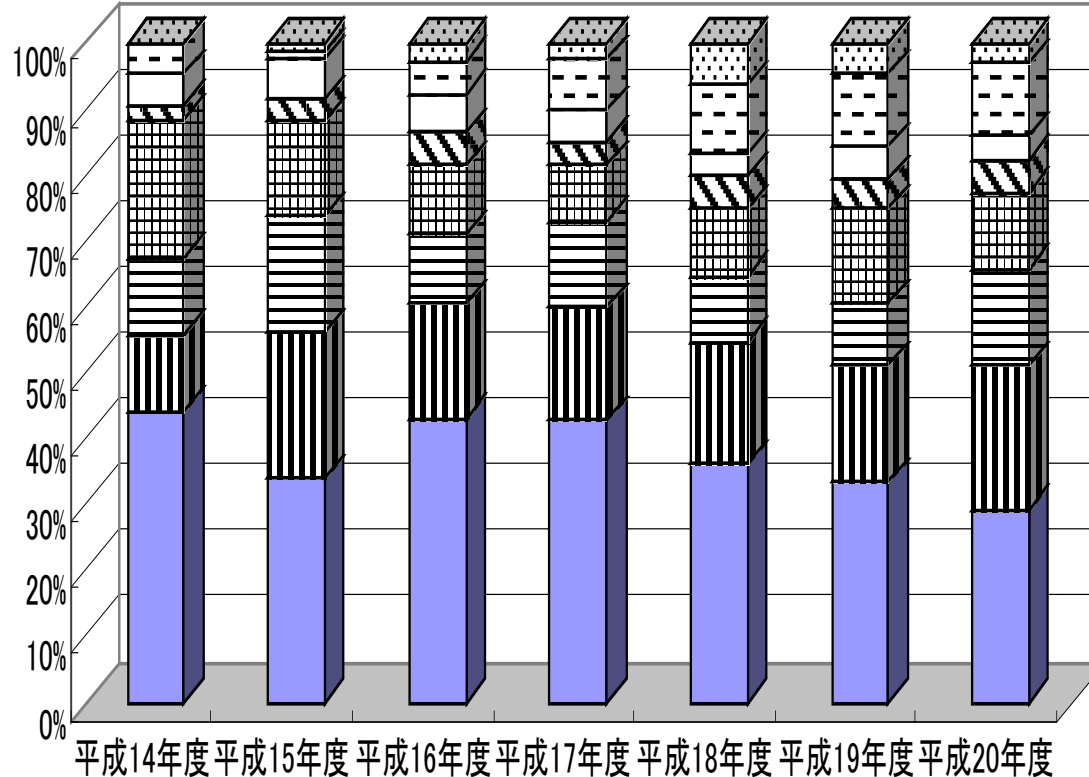
発達障害者支援センターにおける相談支援の推移

利用者の状況(ライフステージ別)



発達障害者支援センターにおける相談支援の推移

福祉圏域別推移



- その他
- 大津
- 湖西
- ▨ 甲賀
- ▨ 南部
- ▨ 東近江
- ▨ 湖東
- 湖北

県内市町における発達障害児・者支援の取り組み 【発達支援室・発達支援センター等】

- 県内20市町のうち12市町において設置
- 滋賀県湖南市（旧甲西町）で平成14年に発達支援室を設置
- 明確な定義はないが、発達障害児・者に対する相談機能と、支援関係機関（市町内の各課を含む）のコーディネート機能を有する。
- 発達支援室および発達支援センターの主な形態
 - 障害福祉主管の福祉部局に教育委員会の職員を配置
 - 市町で実施している療育教室（児童デイサービス）の機能拡大
- 支援対象は乳幼児期から学齢期が中心（一部は就労支援まで実施）
 - 成人期の発達障害者への支援が課題

甲賀市発達支援室の例（H21.4～）

■ 発達支援室の目的

発達障害等で特別に支援が必要な人に対し、保健、福祉、教育、労働医療の各分野が連携し、乳幼児期、学齢期、成人期における継続した支援を推進することを目的とする。

■ 組織

室長（健康福祉部次長が兼務） 室長補佐（指導主事） 保健師
発達相談員（2名） こじか教室発達相談員（2名）
生活支援員（非常勤） 事務（非常勤）

■ 事業内容

- ・ 発達障害者支援体制の構築
- ・ 発達障害に係る二次支援
- ・ こじか教室（児童デイサービス）
- ・ 就学前発達相談
- ・ 支援機関のスキルアップ
- ・ 発達障害の理解と普及啓発
- ・ その他必要なこと

野洲市発達支援センターの例（H20.4～）

■ 野洲市発達支援センターの役割

発達に支援を必要とする人の、乳幼児期から学齢期、成人期まで生涯にわたる支援を他機関と連携しながら継続的に行う。

■ 職員配置

管理者 課長級 1名、心理判定員 5名、保育士・指導員 6名
就労支援ワーカー 1名 社会参加促進事業指導員 2名

■ 業務内容

相談支援（就学前、学齢期、成人期） 療育（就学前療育教室等）
巡回相談（地域の保・幼・小・中・高、福祉サービス事業所）への定期
訪問相談
研修・啓発（発達障がいについての正しい理解や支援に関する研修）
社会参加促進事業（ひきこもりの状態にある人への社会参加支援）

滋賀県における発達障害者への相談支援における課題

- 発達障害者支援センターにおける相談支援件数の急激な増加
 - 県下1箇所のセンターのみでは対応が困難
 - 学齢期後半から成人期の支援ニーズが増えている
 - センターの立地から福祉圏域により支援件数に差がある
- 市町における相談窓口は乳幼児期～学齢期が中心
 - 成人期の相談支援の充実が課題
 - 乳幼児期から学齢期まで継続した支援を成人期につないでいくための拠点が必要
- 身近な地域において、発達障害者支援にあたる人材の不足
 - 発達障害者支援に関してキーパーソンとなる人材の育成が必要
- 市町域、福祉圏域、県域の関係機関の連携を進める必要

発達障害児・者相談支援窓口の整理

滋賀県発達障害者支援センターいぶぎ

県域

- 人材育成事業の実施による市町域・福祉圏域の相談窓口の機能強化。
→「発達障害者支援キーパーソン養成事業」「自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修事業」
- 市町域、福祉圏域の相談窓口で対応が難しいケースへの専門的な対応。
- 支援関係機関へのコンサルテーションの実施

福祉圏域

障害者生活支援センター、働き・暮らし応援センター

- 障害者生活支援センター（認証発達事業は2圏域で実施）
 - ・福祉圏域の発達障害者への相談支援を実施
 - ・学齢後期～成人期への支援が中心
- 働き・暮らし応援センター：7箇所
 - ・福祉圏域の発達障害者への一般就労、定着支援を実施

人材育成事業による
バックアップ！

市町域

市町発達支援室・発達支援センター

- 現在12市町で設置済み
- 支援対象は乳幼児期～学齢期が中心
（一部市町では成人期への支援も実施）

【発達障害者支援キーパーソン養成事業】
障害者生活支援センター、働き暮らし応援センタースタッフに対して発達障害者支援に関する専門研修の実施（各圏域1名、年間7名を養成）

【認証発達障害者ケアマネジメント支援事業】
発達障害者支援キーパーソン養成事業修了者による専門相談支援事業を委託
東近江圏域：東近江地域障害者生活支援センター
甲賀圏域：甲賀地域ネット相談サポートセンター

【自閉症等発達障害スタッフ実践的研修事業】
市町の窓口等（その他の支援関係機関含む）への実践的研修事業の実施

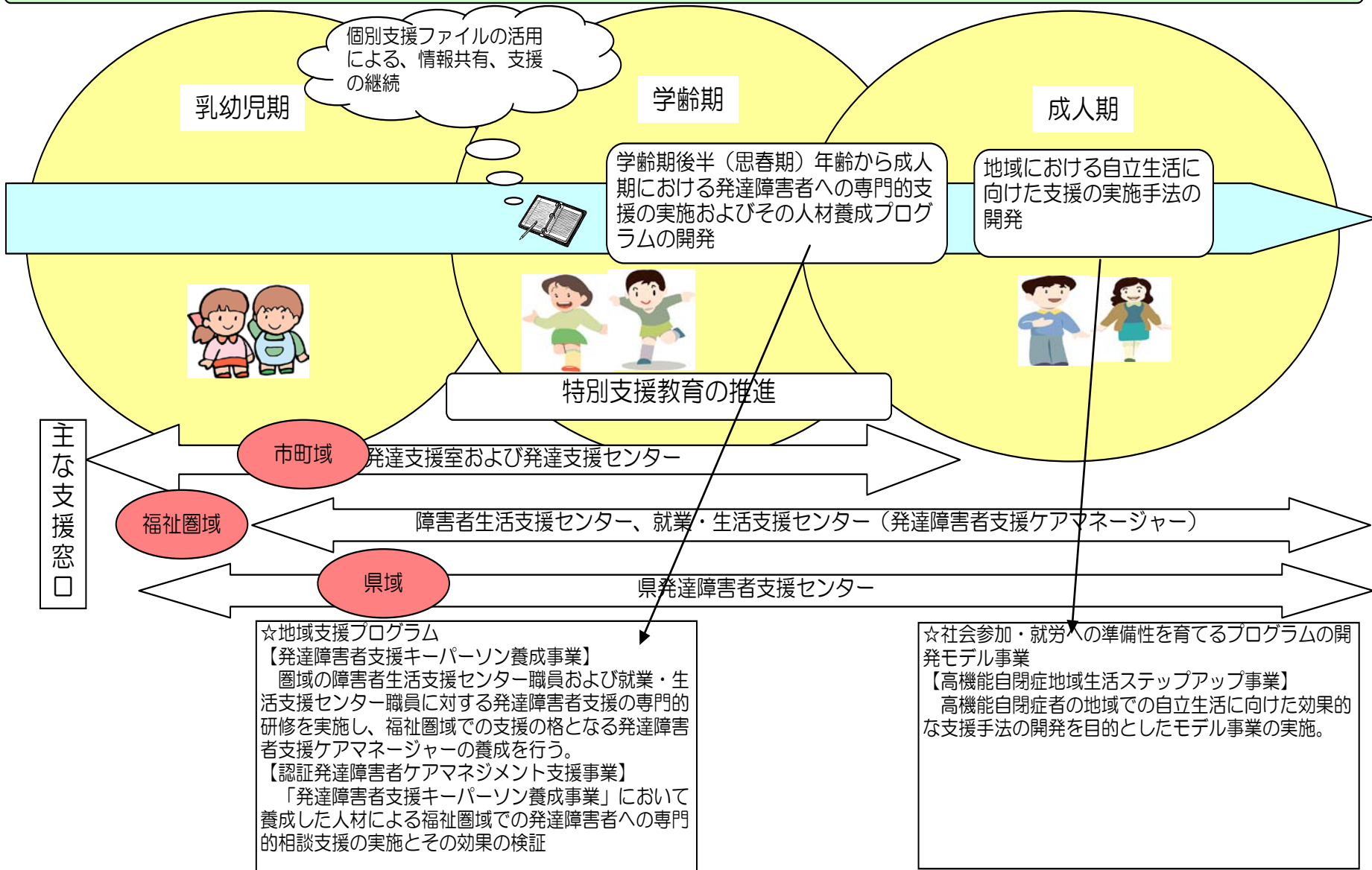


ライフステージ（乳幼児期→成人期）

相談支援ファイルの活用による情報共有

滋賀県発達障害者支援開発事業の事業体系

滋賀県では、福祉圏域を中心として、発達障害者に対する乳幼児期から成人期に至る一貫した支援を実施するため、ライフステージに応じた、発達障害者支援モデル事業を実施。



(1) 発達障害者支援キーパーソン養成事業

(1) 目的

発達障害者支援において広域的な対応が必要な、学齢期後半から青年・成人期の進路調整や就労支援・生活支援、事業所へのコンサルテーションを中心に行う専門支援人材の養成および確保。

→養成研修修了者を「発達障害者支援ケアマネージャー」として認証する。

(2) 実施主体

滋賀県

(3) 対象

以下の対象者のうち福祉圏域の障害者自立支援協議会から1名を選出

①障害者生活支援センター職員

②働き・暮らし応援センター（就業・生活支援センター）職員

(4) 研修内容（詳細は別紙）

①初年度研修25単位

②フォローアップ研修3単位（翌年度以降）

(5) 認証条件

①初年度研修の受講

②認証委員会での承認（プレゼンテーションの評価）

(1) 発達障害者支援キーパーソン養成事業

(6) 認証および登録

- ①本人の申請により、県が登録し、認証書の交付
- ②認証期間は2年間とする
- ③更新に際してはフォローアップ研修の受講が必要

(7) 認証委員会

- 委員構成
- ・ 県発達障害者支援センターいぶき
 - ・ 医療関係者
 - ・ 県障害者自立支援協議会
 - ・ 特別支援教育関係者
 - ・ 有識者等

(8) 養成計画について

7福祉圏域×5名＝35名

平成20年度：2名（甲賀福祉圏域、湖西福祉圏域）

平成21年度：7名（各福祉圏域1名）

平成22年度：7名（各福祉圏域1名）

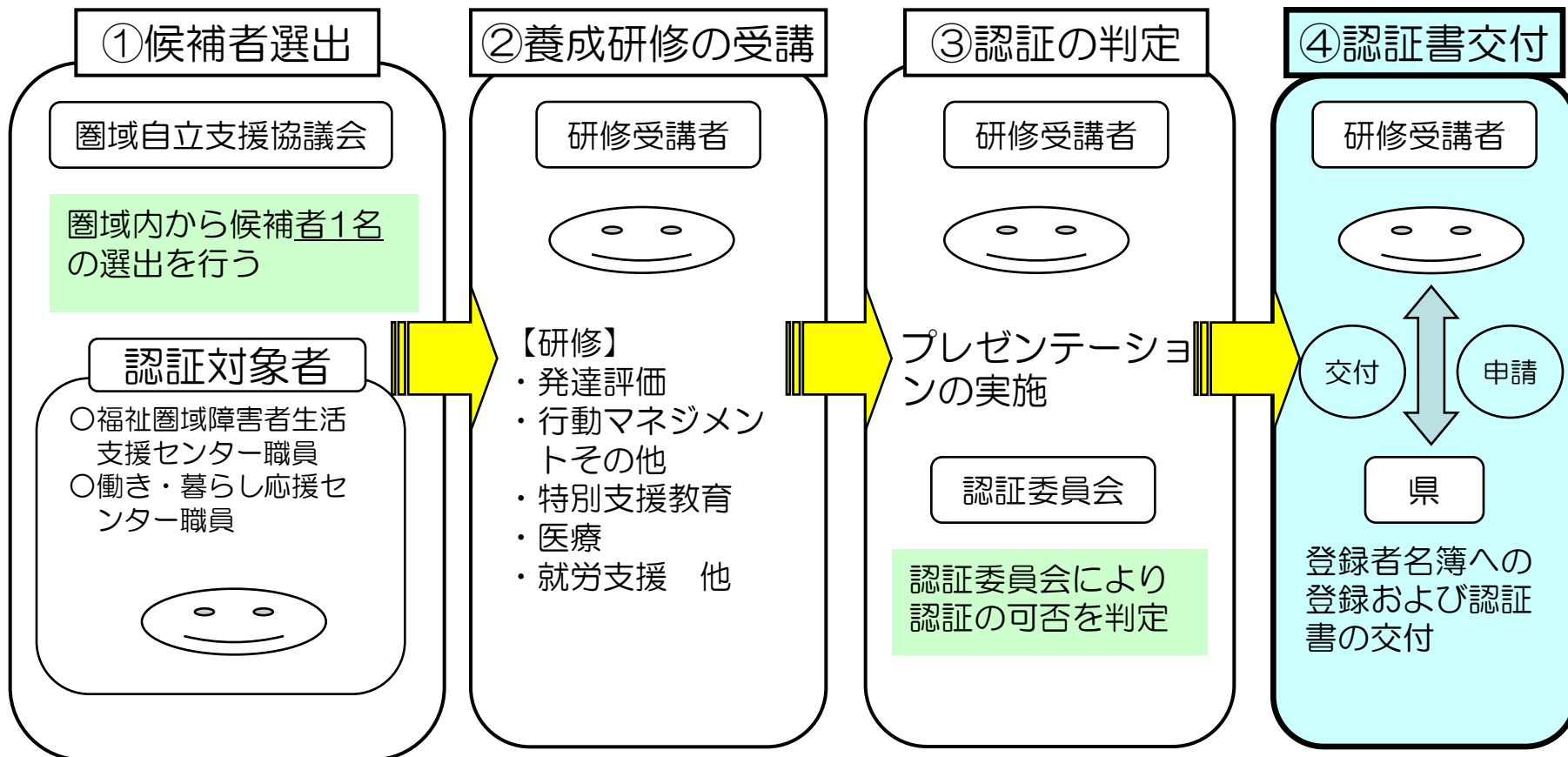
平成23年度：7名（各福祉圏域1名）

平成24年度：7名（各福祉圏域1名）

平成25年度：5名（甲賀、湖西を除く各福祉圏域1名）

(1) 発達障害者支援キーパーソン養成事業

- ①福祉圏域から候補者の選出
- ②養成研修の受講
- ③認証委員会による認証の可否の決定
- ④認証者からの申請により、認証書の交付および名簿への登録



(1) 発達障害者支援キーパーソン養成事業

研修プログラム

専門研修	内容	単位	実施主体案
各論研修	○発達障害者支援施策	0.5	学識経験者、障害者自立支援課
	○特別支援教育	0.5	特別支援教育専門家
	○保護者支援	0.5	発達障害関係団体
	○医療	1	医療関係者
	○評価・面接技術	9	いぶき
	○コミュニケーション支援	2	いぶき
	○TEACCHプログラム	0.5	いぶき
	○ソーシャルスキル支援	1	いぶき
	○行動マネジメント	0.5	いぶき
	○余暇支援、生活支援	1	いぶき
	○就労支援	2	就労支援関係者、いぶき
	○事例検討（コンサルテーション）	3	いぶき
実践研修	○自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修事業	3	いぶき
実践報告	○プレゼンテーション	0.5	認証委員会
フォローアップ	○ケース検討（コンサルテーション）	3	いぶき

(1) 発達障害者支援キーパーソン養成事業

成果と課題

【成果】

- 平成20年度までに2名の養成を修了
- 平成21年度に各福祉圏域より1名、合計7名が研修を受講
→年度内に7名の「発達障害者支援ケアマネージャー」として認証予定
- 研修により発達障害者支援センターと障害者生活支援センター、働き暮らし応援センターの関係強化

【課題】

- 発達障害者支援センターの研修受け入れ人数に限界がある
- 研修プログラムの定期的な改訂、より効果的なプログラムに
- 発達障害者支援キーパーソン養成事業修了後の人材活用について
→認証発達障害者ケアマネジメント支援事業

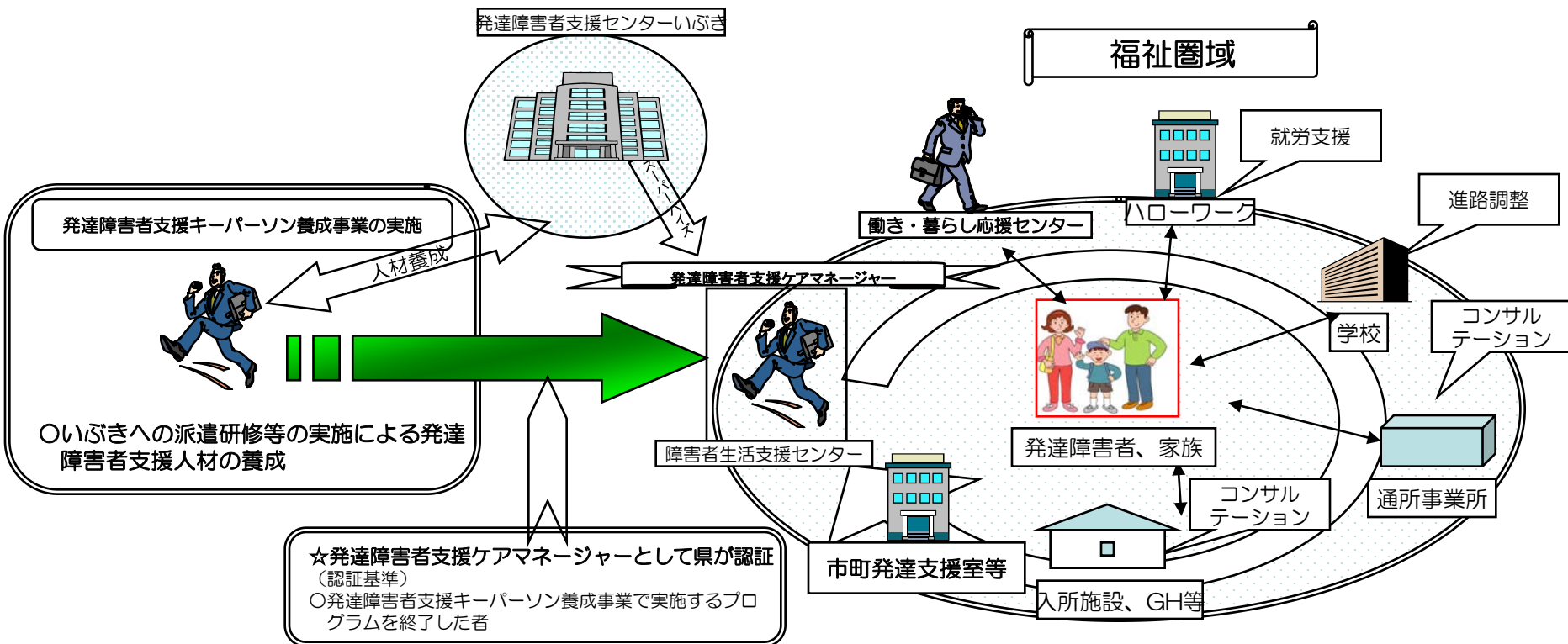
(2) 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業

【認証発達障害者ケアマネジメント支援事業】

発達障害に関する相談支援ニーズは非常に高まっており、身近な地域における専門的な相談支援の充実が喫緊の課題となっている。

そこで、発達障害者支援キーパーソン養成事業を修了し、発達障害者支援ケアマネージャーとして認証された人材による専門的な相談支援を福祉圏域において実施し、発達障害者の地域生活の充実を図る。

相談支援については、市町の発達支援センター等における相談支援との役割分担を明確にするため学齢期後半から成人期の発達障害者への生活支援や、就労支援、事業所等へのコンサルテーション、個別の支援計画の作成支援を中心として実施する。



(2) 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業

現在2福祉圏域において事業を委託
★ 東近江福祉圏域：社会福祉法人 蒲生野会
★ 甲賀福祉圏域：社会福祉法人オープンスペースれがーと

発達障害者支援センターいぶぎ

社会福祉法人 蒲生野会

社会福祉法人オープンスペースれがーと

大津福祉圏域

南部福祉圏域

湖西福祉圏域

湖北福祉圏域

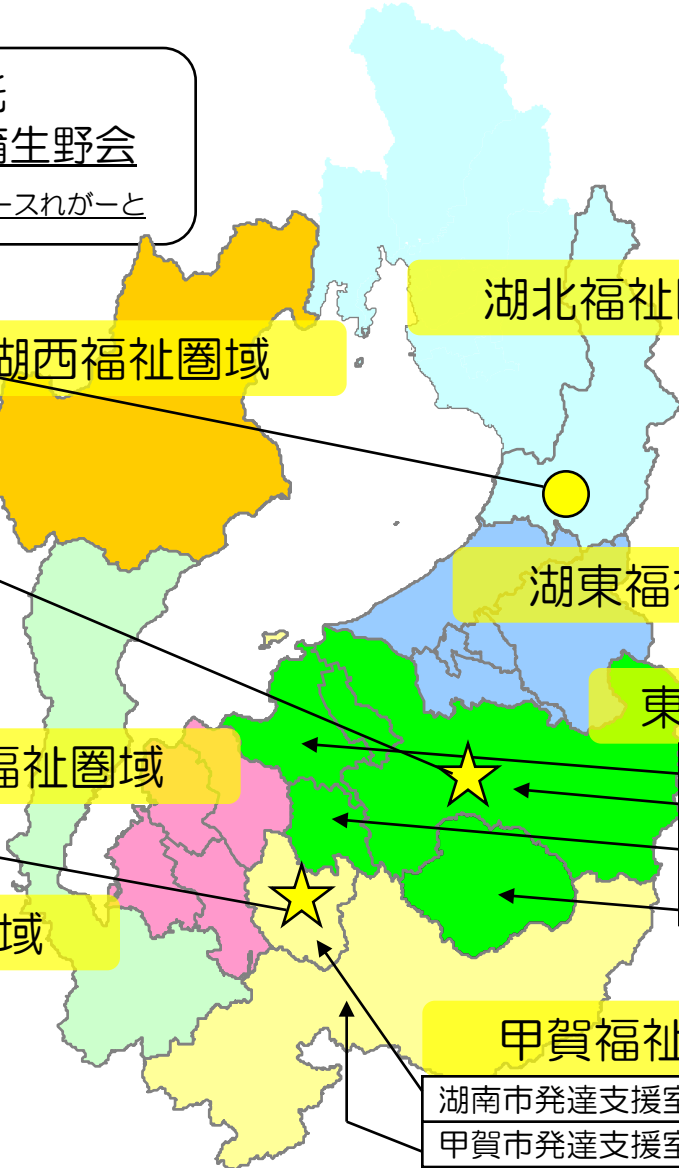
湖東福祉圏域

東近江福祉圏域

甲賀福祉圏域

- 近江八幡市発達しょうがい者支援センター
- 東近江市発達支援センター
- 竜王町発達支援室
- 日野町福祉課他

- 湖南市発達支援室
- 甲賀市発達支援室



(2) 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業

成果と課題

【成果】

- 福祉圏域における学齢期後半から成人期の発達障害者支援の拠点
- 身近な地域での発達障害者への相談支援の充実
- 発達障害者支援センターとの連携した支援の実施

【課題】

- 本事業の全圏域への拡大
- 現状では福祉圏域に1人の発達障害者支援ケアマネージャー
- 市町の窓口との連携した支援の促進
 - 市町発達支援室、発達支援センター連絡協議会
 - 福祉圏域の自立支援協議会への参加による情報共有

(3) 高機能自閉症地域生活ステップアップ事業

高機能自閉症・アスペルガーの
人たちの生活を支える取り組み

☆ホームかなざわの（グループホーム）運営（平成17～19年度）

〈利用者対象者〉

- ・ 高機能自閉症・アスペルガー症候群等の診断・告知を受けている
(手帳の有無問わず)
- ・ 家族との連携がとれる人
- ・ 日中活動先のある人

有期限（最長2年間）の利用とし、ひとり暮らしを目標とした通過型のホーム



☆アパートでの自立生活へ（平成20年度～）

〈利用者対象者〉

- ・ ホームかなざわを利用している人でひとり暮らしを希望する人
- ・ アパート生活できる程度の収入がある人

本人が希望する地域でひとり暮らしを続けられるよう
関係機関との連携で、サポート体制を構築する

(3) 高機能自閉症地域生活ステップアップ事業

ホームかなざわ（グループホーム）での暮らし

アセスメント

- ・家事スキル
- ・社会的スキル
- ・課題となる部分の洗い出し

- ・獲得できるスキル
- ・獲得できないスキル（支援があればできる・できない）
- ・ひとり暮らしでできるようなスキル

ひとり暮らし体験プランニング

- ・ひとり暮らし生活ルールの作成
- ・ひとり暮らしの場所、物件確認

ひとり暮らし体験

アセスメント

- ・家事スキル
- ・社会的スキル

- ・獲得できるスキル（どれだけ支援したか）
- ・獲得できないスキル（支援量・支援頻度・支援機関）

- ・獲得できるスキル（どれだけ支援したか）
- ・獲得できないスキル（支援量・支援頻度・支援機関）

ひとり暮らしが可能かどうか判断

- ・課題となる部分の確認（ホームでの課題は解決できたか）
- ・ひとり暮らし生活ルールの再構築

ひとり暮らし OR グループホーム、ケアホームなどの暮らし

(3) 高機能自閉症地域生活ステップアップ事業

ホームかなざわ

アパート

(利用者像)

診断・告知を受けている人 (手帳有無問わず)
家族との連携がとれる人
日中活動先のある人

【長期利用者】

3名

【体験利用、緊急時利用】

1名

緊急時利用

(利用者像)
ホームかなざわを
経験した者

世話人、宿直スタッフ

支援スタッフ

高機能自閉症地域自立生活支援検討委員会

- ・ 事業計画の策定、事業実施状況の把握および評価を行う。
- ・ 効果的な地域生活移行支援手法の開発を行う。

(3) 高機能自閉症地域生活ステップアップ事業

ホームでの支援の例

スケジュールの提示



浴室の利用状況



手順書の提示



【スケジュールボードの掲示】

- ・ 入居者のスケジュールを掲示
- ・ 浴室の使用状況の表示

【手順書等の掲示】

- ・ 脱衣所、浴室、食堂等に使用方法等を掲示
- ・ 電気製品の使用方法の手順書を用意

【利用の手引き】

- ・ 共同生活をする上でのルールを記載

視覚的支援の例



(3) 高機能自閉症地域生活ステップアップ事業

成果と課題

【成果】

- ・平成21年度までに7名の長期利用者をグループホームにおいて受け入れ
- ・うち2名はアパートでの自立生活へ移行
- ・移行型グループホームにおける発達障害者への地域生活に向けた効果的な支援ノウハウの蓄積

【課題】

- ・グループホーム内での支援事例の積み上げ
→支援事例の積み上げによる支援ノウハウのさらなる蓄積
- ・自立生活への移行支援事例の積み上げ
→移行支援プログラムのさらなる充実
- ・一般のグループホームへの事業成果の波及
→研修会や支援マニュアルの配布
→移行型グループホームの国レベルでの一般施策化を